

「ながの子育て家庭優待パスポート事業」が始まります！！

麻績村では、子育て支援の一環として、平成 22 年 4 月 1 日より「ながの子ども・子育て応援県民会議」と連携・協働し、子育て家庭が買い物やレジャー等の際にカード（パスポートカード）を提示すれば、協賛店舗等から割引や各種サービスが受けられる「ながの子育て家庭優待パスポート事業」を実施します。

18 歳未満のお子さんが 1 人以上いらっしゃるご家庭が優待の対象となります。

対象となる世帯の方には、サービスを受けるために必要な「パスポートカード」を送付いたしました。（申請はしていただく必要はありません。）

子育て家庭とは.....？

- ・ 18 歳未満のお子様 が 1 人以上いらっしゃる世帯です。

配布されたカードは.....？

- ・ 子育て家庭分として、1 世帯に対し 1 枚です。（お子様の数ではありません。）
- ・ カード裏面に、18 歳未満のお子様のお名前と生年月日を記入してください。

どこで使えるの....？

- ・ この事業に協賛している企業や商店などでパスポートカードを提示すると、その店舗ごとに定められたサービス等が受けられます。

協賛店舗はどこ....？

- ・ 全県で 1200 店を越す協賛店があります。
- ・ 協賛店舗の検索は
パソコンでは （長野県のホームページより検索可能）

<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/kikaku/shoushika/passport/passtop.htm>

携帯では <http://pass.nagano-kosodate.net/m/index.htm>

（または、別紙のバーコードリーダーより読み取り可能です）

麻績村では 4 月 1 日より下記で使用できます。（今後も増える予定です）

- | | |
|--------------|--|
| 「麻績村福祉センター」 | ・ カード提示で入湯料 1 名に限り無料
（但し 70 歳以上の優待券を受けている方は対象外） |
| 「シェーンガルテンおみ」 | ・ 2 階の部屋の使用料（暖房費含む）が無料
カード提示で入湯料 1 名に限り無料 |

誰が使えるの....？

- ・ 麻績村の協賛店ではお子様に限らず、ご家庭のどなたでも使用できますが、協賛店舗によっては別に決まっている場合がありますのでご確認ください。

お子様が 18 歳以上になったら....？

- ・ ほかに 18 歳未満のお子様がいる場合は引き続き使用できます。
- ・ ご家庭に 18 歳未満のお子様がいなくなった場合は役場までご返却ください。